

令和5年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番 岡崎委員、10番 鈴川委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第32号第1項について説明いたします。議案は、2
ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

5月8日、●●●地区担当の●●●藤田委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約12kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況ともに田で、面積は2,982㎡です。譲受人は、●●●の●●●で、耕作面積は741,399㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●は、経営規模の拡大を検討している際に、譲渡人から申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●は、代表取締役である●●●さんが年齢●●●歳で、農業経験年数は4年、農業従事日数180日、取締役の●●●さんが年齢●●●歳で、農業経験年33年、農業従事日数90日、

同じく取締役の●●●さんが年齢●●●歳で農業経験年数が53年、農業従事日数51日、同じく取締役の●●●さんが年齢●●●歳で農業経験年数8年、農業従事日数250日となっております。

営農計画ですが、申請地において、オリーブの栽培を行い、オリーブオイルやオリーブ関連商品の生産、販売を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、軽トラダンプ1台、3tダンプ2台、トラクター1台、フレールモア1台、ハンマーナイフモア1台、ユンボ1台、クサカルゴン1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきまして、事務局から説明のあったとおり、5月8日に現地確認をいたしました。現地ではオリーブが植えてあるような状況で、ちょっと順番が逆かなというところがあるのですが、現在はともきれいに管理されていまして、昔の状況が想像できないくらいです。これからの農業を担って行って欲しいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

5月8日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は、登記は田で現況が畑、面積は3,087㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は30,066㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

譲渡人の●●●さんは、農業後継者もおらず、会社経営に専念されるため、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、萩へのUターン後に家業の花づくりを継がれ、経営規模の拡大を検討している際に、譲渡人から申し出があったもので、これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、ご両親と同居されており、農業経験年数は2年です。年間農作業従事日数は、ご本人が350日、父親が350日、母親が250日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は、申請地において、ガーデニング用の花苗の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター2台、パワーショベル1台、フォークリフト2台、軽トラック1台、4tトラック1台、ダンプ1台ほかを所有され、営農に係る全ての機械を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 こちらも同じく、5月8日に現地確認を行いました。こちらは●

●●●の花き団地で、●●●の時にハウスを建てて開発した場所です。一部利用していないところがありました。

●●●さんにつきましては、一時離農することも考えておられましたが、一昨年息子さんがUターンでこちらに帰ってこられて、家業の花づくりを継がれるということで、このたび規模拡大を考えられ相談を受けましたが、ちょうどとなりの農地が空いていたため、売買で譲り受けられることになりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第33号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月27日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東630mに位置する第1種中高層住居専用地域にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は、登記は畑、現況は転用済みのため荒廃、転用面積は6.24㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、こちらが●●●、●●●、国道●●●号線や●●●があるあたりです。周囲は畑と転用によって開発された住宅地が混

在した場所となっております。

こちらが拡幅する道路側から見た転用申請地です。ここから下は既存の赤線が元々ある道路になります。

ここからここまでですが、令和4年11月に●●●さんが農地法第4条で転用されています。ここからここまでが●●●さんの土地になりますが、それに接続するというので、●●●さんが道路新設時に併せて●●●さんが整備されており、無断転用にあたりますので、本申請に始末書も添付されております。1m×6mくらいの面積になります。こちらが反対から見たところですが●●●さんが4条申請で作られた道路に接続しています。

転用目的は、道路拡幅です。自己所有の土地を先々売却するにあたり、建築基準法上の道路に接道していないと売却できないため、既存の道路の拡幅を行うものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地の北側は申請者の畑で柑橘が少し植えてありますがこれが残るのみでございます。西側も申請者の転用済地(平成29年3月28日付け農地法第4条許可)の道路、南側は道路、東側は●●●さんが整備された道路及び畑に接しており、特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、現状幅員3mの道路を1m拡幅し、側溝を新設し残りの部分は砂利敷きとし、既存の西側及び東側の道路に接続させます。

申請地以外の畑部分は、そのまま果樹畑として管理される計画です。

用排水計画ですが、雨水は、新たに側溝を新設し、東側の●●●さんが整備された道路側溝から既設暗渠排水管を通じて、南側の既存側溝から末端の農業用水路に放流し、汚水は発生しないため適当です。

なお、南側道路へコンクリート見切りを新設し砂利敷きとすることについては、市の農林水産整備課から法定外公共物占用等許可がされておりますので、問題ありません。

被害防除計画ですが、道路拡幅部分は、側溝新設及び砂利敷きで整地を行うため土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 この件につきまして、4月27日に、事務局の方2名と、●●●委員と私と、●●●土地家屋調査士さん、●●●行政書士さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。内容については事務局から説明があったとおりですが、この場所は、北側に隣接する申請人である●●●さんの所有地が隣接地で畑としてあるのですが、そこを将来売却する意向があるようで、そこには接道がないと売却できないということで、道路整備用地に転用するということです。実際行ってみますと、さきほど写真にもあったように、道路地として整備をすでにしておられました。去年の暮れに●●●さんの農作業用の道路を整備するというので、すでに転用済みの道路整備に併せて許可前に整備をされておられましたので、無断転用始末書を提出されております。周辺の隣接は赤線の道路でありますし、北側は申請人の農地ですが、さきほど写真にもありますが柑橘が少し植えてあって、あまり作物は植えておられないようでした。いずれ住宅地に売却したいと考えておられるようですので今回、道路整備をきちんとされれば、周辺の農地や住宅地の利便性もあがると思われしますので問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供

します。事務局から説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律令和4年法律第56号によりまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽、新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は6月1日付となります。

それではお手元にお配りしています、利用権設定状況（令和5年6月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。6月1日に設定されるものは、新規が、件数3件、筆数7筆、田が13,616㎡、面積の合計は同じく13,616㎡です。更新が、件数14件、筆数29筆、田が40,703㎡、面積の合計は同じく40,703㎡です。新規と更新を合わせた面積が、54,319㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長

ないようですので、採決いたします。議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

た。

議 長 報告事案の前に、追加議案の審議を行います。

議 長 議案第37号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を、議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。

本議案につきましては、令和5年3月総会で決定いただいた目標について、3月総会時点では令和4年度末の集積面積や遊休農地面積等が確定しておらず、暫定値での設定であったものについて、このたび、集積面積等の修正を行い、改めて目標の設定を行うものがございます。

それでは、追加議案の資料、11ページからご覧ください。11ページには修正箇所はありません。12ページ以降の黄色く着色した部分が、修正箇所でございますが、修正の部分のみご説明いたします。

12ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状で、3月総会時はこれまでの集積面積が1,681ha、集積率39.8%であったものを、集積面積1,704ha、集積率40.4%に修正いたします。わずかではありますが、担い手への集積面積が増加し、集積率も4割を超える結果となりました。①の集積面積が増加したため、②の目標について、今年度の新規集積面積が1,273haであったものを1,250haに修正いたします。

集積の目標で、令和5年度末までに集積率70%という、大変高い目標になっております。これを達成するためには、令和5年度中に1,250haを新たに集積しないといけないということで、目標の達成はなかなか難しいと考えます。

次に、(2)遊休農地の解消の①は現状で、3月総会時は1号遊休農地の面積が55ha、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が25ha、基盤整備等を行えば耕作可能となる黄区分の遊休農地が30haであったものを、1号遊休農地面積を50haから36haに修正です。緑区分の遊休農地を25haから23ha、黄区分の遊休農地を30haから13haに修正します。緑区分は2haの減少、黄区分は17haの減少となっております。あわせて、②の目標では、緑区分の遊休農地が23ha、黄区

分の遊休農地面積が13haとなります。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積について、3月総会時は1.8haとしておりましたが、2.0haに修正いたします。

つづきまして、13ページでございますが、13ページの(3)、新規参入の促進の①の現状について、3月総会時は令和4年度の新規参入者が1経営体、0.3haとしておりましたが、こちらを15経営体、6.5haに修正いたします。15経営体には、空き家に附属する農地や定住関係で農地を取得した方もカウントしています。修正箇所は以上でございます。

説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

遊休農地が減ったというのは、数字からいうと減ったようになっておりますが、非農地にしたから減ったということで、遊休農地自体は変わらないということですね。

耕作者がどんどん減ってくる中で、荒廃農地がどんどん進んでおります。どこの法人でも、どこの農家でもそうですが、若手が欲しいということを盛んに言っておられます。特に法人は農地パトロールなどで聞いたはなしですが、役員会で何を相談するかと言ったら、どこの田んぼを返そうかというように、面積を減らすことを相談するといった切実な声が聞こえてくるというのが今の状況でございます。それがこの数字だと思います。

議長 それでは発言がないようですので、採決いたします。議案37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第35号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第35号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案は6ページ、一覧表は7ページです。

本日は、1件の合意解約が提出されております。それでは、第1項を説明いたします。

こちらは、議案第32号の農地の権利移動に関連する解約です。●●●、地目は、登記が田で現況が畑、面積3,087㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は、売買により●●●さんが取得される予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第35号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第36号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第36号の第1項について説明いたします。議案は9ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を実施しました。

申請地は、●●●から西へ約3kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積は44㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●さんの自宅がこちらになります。山林と田畑に囲まれた地域にある小農地です。

申立てによると、申請地は母屋に隣接した倉庫付随のガレージとして利用されており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地は、倉庫付随のガレージの敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案36号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会